

上越市ガス水道局

平成 29 年度水質検査計画



城山浄水場

【平成 29 年 6 月改訂】

○水質検査計画とは

- ・ お客さまに供給する水道水が水質基準に適合し、安全でおいしい水であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において基本となるものです。
- ・ 水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目、検査頻度等を定めたものです。

上越市ガス水道局では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を皆様にお知らせすることにより、これまで行ってきました検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることをご理解していただき、より一層安心してお使いいただけるよう適正な水質検査の実施に努めてまいります。

目 次



■ 水質検査計画の内容

1. 基本方針	p2
2. 水道事業の概要	p2～p6
3. 原水及び水道水の状況	p7
4. 定期的な水質検査項目、頻度、採水地点	p7～p13
5. 水質検査方法	p14
6. 臨時の水質検査	p14
7. 水質検査計画及び結果の公表	p14
8. 水質検査の精度と信頼性確保	p15
9. 関係者との連携	p15
10. 水道水源保護	p15～16

1. 基本方針

(1) 検査地点

各浄水場系統を代表する給水栓（蛇口）、浄水場の入口（原水）、出口（浄水）で行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査、水質基準項目、水質管理に必要と判断した水質管理目標設定項目及びその他の水質検査項目とします。

(3) 検査頻度

水道法施行規則に定められた検査頻度を遵守するとともに、水源の種類、検査する箇所や項目などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

上越市は、平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併と平成 25 年 3 月 31 日付けで解散した旧上越地域水道用水供給企業団の水道用水供給事業を引き継ぎ、4 月 1 日より正善寺浄水場と柿崎川浄水場が上越市の施設となり、給水しています。

平成 29 年 4 月 1 日から簡易水道事業及び小規模水道事業が上水道事業に統合され、給水しています。

給水状況は、表 1 のとおりです。

各浄水場の所在地と浄水方式は、表 2-1、表 2-2 のとおりです。

(1) 城山浄水場

名立川、桑取川水系の河川水を集めて、合併前の上越市へ給水しています。

一日最大 52,500 m³を取水し、51,000 m³の浄水を給水することができます。

(2) 正善寺浄水場

正善寺ダムより一日最大 40,000 m³取水し、38,200 m³の浄水を給水することができます。

(3) 柿崎川浄水場

柿崎川ダムより一日最大 21,000 m³取水し、20,000 m³の浄水を給水することができます。正善寺浄水場と柿崎川浄水場とで合併前の上越市、柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区、三和区、清里区、板倉区そして妙高市へ給水しています。

(4) 中郷区中郷浄水場

中郷区へ給水する浄水場です。

湧水や深井戸地下水を水源としています。

- (5) 三和区多能浄水場
三和区へ給水する浄水場です。
多能ダムから放流された水を水源としています。
- (6) 清里区青柳浄水場
清里区へ給水する浄水場です。
坊ヶ池に貯められた坊ヶ池用水及び大三郎用水の水を水源としています。
- (7) 板倉区山越浄水場、寺野浄水場、筒方浄水場
板倉区へ給水する浄水場です。
山越浄水場は深井戸地下水、寺野浄水場は湧水、筒方浄水場は表流水を水源としています。
- (8) 中ノ俣地区（合併前の上越市）
中ノ俣浄水場により給水しています。
湧水を水源としています。
- (9) 柿崎区
東横山地区、小萱地区、水野・下牧地区、北黒岩地区、南黒岩地区は、それぞれ5地区の浄水場により給水しています。5地区は、湧水を水源としています。
黒川地区は、柿崎川浄水場から給水しています。
- (10) 安塚区
安塚地区、船倉地区、須川地区、真萩平地区、伏野地区は、それぞれ5地区の8浄水場により給水しています。
河川水（切越、船倉）と湧水（朴ノ木、須川第1、2、3、真萩平、伏野）を水源としています。
- (11) 浦川原区
小谷島地区、飯室地区、谷地区、坪野地区、小麦平地区、小蒲生田地区、法定寺地区は、それぞれ7地区の浄水場により給水しています。
河川水（小谷島）と地下水（飯室）及び湧水（谷、坪野、小麦平、小蒲生田、法定寺）を水源としています。
- (12) 大島区
大島地区、旭地区、板山地区は、それぞれ3地区の浄水場により給水しています。
河川水（菖蒲、赤倉）と湧水（旭、板山）及び地下水（旭）を水源としています。

(13) 牧 区

牧浄水場により給水しています。

表流水を水源としています。

(14) 名立区

不動浄水場により給水しています。

河川水を水源としています。

(15) 吉川区

川谷地区、石谷地区は、それぞれ2地区の3浄水場により給水しています。

湧水を水源としています。

表1 上越市の給水状況（平成27年度末現在）

区 分	内 容
行政区域内人口	197,380 人
給水区域内人口	197,329 人
給水人口	197,287 人
給水普及率	99.98%
給水戸数	83,966 戸
一日平均給水量	67,568 m ³ /日
一人一日平均給水量	342 ㍓/人/日
一日最大給水量	79,581 m ³
一人一日最大給水量	403 ㍓/人/日

表 2-1 浄水場等

平成 29 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	水源種別	浄水方式	主な給水区域	備考
城山浄水場	上越市大字灰塚字上山田 920 番地	河川表流水	高速凝集沈殿 急速ろ過	合併前の 上越市	
正善寺浄水場	上越市大字岩木 2036 番地	ダム水	凝集沈殿 急速ろ過	合併前の 上越市	藤新田配水場より給水
				三和区	三和配水場より給水
				清里区	上田島配水場より給水
				板倉区	山部配水場より給水
				妙高市 (用水供給)	新井給水場より給水
深谷浄水場	上越市大字三ツ橋 840 番地	地下水	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガ)	合併前の 上越市	予備水源
和田浄水場	上越市大字寺町 94 番地	地下水	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガ)		予備水源
南城浄水場	上越市南城町 4 丁目 1 番 13 号	地下水	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガ)		予備水源
柿崎川浄水場	上越市柿崎区上中山 1 番地	ダム水	凝集沈殿 急速ろ過	柿崎区	下中山配水場、 百木配水場より給水
				吉川区	原之町配水場、 東寺配水場、 竹直配水場より給水
				大潟区	大潟配水場より給水
				頸城区	頸城低区配水場より 給水
				合併前の 上越市	直江津地区へ給水
五十嵐浄水場	上越市頸城区五十嵐字東古割 521 番地 1	地下水	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガ)	頸城区	予備水源
多能浄水場	上越市三和区大 525 番地 1	河川表流水	緩速ろ過	三和区	
法花寺浄水場	上越市三和区法花寺 59 番地 1	地下水	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガ)		予備水源
青柳浄水場	上越市清里区青柳 3474 番地	河川表流水	緩速ろ過	清里区	
山越浄水場	上越市板倉区山越字山田 745 番地 3	地下水	塩素消毒	板倉区	
寺野浄水場	上越市板倉区久々野字柄山 4480 番地	湧水	紫外線処理 塩素消毒		
筒方浄水場	上越市板倉区筒方字ゾクマ 2648 番地	表流水	緩速ろ過		
中郷浄水場	上越市中郷区稲荷山 623 番地 1	湧水・地下水	凝集沈殿 急速ろ過	中郷区	

表2-2 浄水場等（旧簡易水道・旧小規模水道）

平成29年4月1日現在

施設名	所在地	水源	浄水処理方式	給水区域	備考
中ノ俣浄水場	上越市大字中ノ俣 3273 番地 3	湧水	紫外線処理 塩素消毒	合併前の 上越市	
黒川第1ポンプ場	上越市柿崎区猿毛字上ノ平 1147 番地子	柿崎川浄水場		柿崎区	
東横山浄水場	上越市柿崎区旭平 2348 番地	湧水	塩素消毒		
小萱浄水場	上越市柿崎区小萱 1783 番地	湧水	塩素消毒		
水野・下牧浄水場	上越市柿崎区水野 2179 番地	湧水	塩素消毒		
北黒岩浄水場	上越市柿崎区黒岩 1419 番地	湧水	塩素消毒		
南黒岩浄水場	上越市柿崎区黒岩 2878 番地	湧水	塩素消毒		
切越浄水場	上越市安塚区切越字丸山 323 番地 1	河川水	凝集沈殿 急速ろ過		安塚区
朴ノ木浄水場	上越市安塚区朴ノ木字横道 781 番地	湧水	塩素消毒		
船倉浄水場	上越市安塚区上船倉字大峰 3391 番地	河川水	膜ろ過		
須川第1浄水場	上越市安塚区須川字森 6062 番地乙	湧水	塩素消毒		
須川第2浄水場	上越市安塚区須川字森 5939 番地 1	湧水	塩素消毒		
須川第3浄水場	上越市安塚区須川字弘川 3934 番地	湧水	塩素消毒		
真萩平浄水場	上越市安塚区真萩平字仲村 7205 番地	湧水	塩素消毒		
伏野浄水場	上越市安塚区真萩平字袖牧 4393 番地 19	湧水	塩素消毒		
小谷島浄水場	上越市浦川原区小谷島字入山 1680 番地 1	河川水	凝集沈殿 急速ろ過	浦川原区	
飯室浄水場	上越市浦川原区飯室字上ダイ 1914 番地	地下水	凝集沈殿 急速ろ過＋ 活性炭処理		
谷浄水場	上越市浦川原区谷字越道 1367 番地	湧水	塩素消毒		
坪野浄水場	上越市浦川原区坪野字兎平 1258 番地	湧水	塩素消毒 除鉄除マンガソ		
小麦平浄水場	上越市浦川原区上猪子田字大熊谷 1894 番地	湧水	塩素消毒		
小蒲生田浄水場	上越市浦川原区小蒲生田字越水 140 番地 2	湧水	塩素消毒		
法定寺浄水場	上越市浦川原区法定寺字大道 857 番地	湧水	塩素消毒		
菖蒲浄水場	上越市大島区菖蒲字追倉 2081 番地 3	河川水	凝集沈殿 急速ろ過		大島区
赤倉浄水場	上越市大島区大平字島田 4152 番地 1	河川水	凝集沈殿 急速ろ過		
旭浄水場	上越市大島区田麦字下村 1090 番地 4	湧水・地下水	塩素消毒		
板山浄水場	上越市大島区板山字東山 1577 番地 2	湧水	塩素消毒		
牧浄水場	上越市牧区宇津俣 881 番地	表流水	緩速ろ過	牧区	
不動浄水場	上越市名立区東飛山字柳澤下 2394 番地	河川水	緩速ろ過	名立区	
川谷（上）浄水場	上越市吉川区川谷 3369 番地	湧水	塩素消毒	吉川区	旧小規模 水道
川谷（下）浄水場	上越市吉川区川谷 1155 番地	湧水	塩素消毒		同上
石谷浄水場	上越市吉川区石谷字上村 236 番地	湧水	塩素消毒		同上

3. 原水及び水道水の状況

原水の汚濁要因及び水質管理上注意しなければならない項目を示しました。

表 3

	河川表流水系	ダム水系	地下水系	湧水系
原水の汚濁要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時等の高濁度 ・ アンモニア態窒素等 ・ 上流域での土砂災害 ・ 有機物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンモニア態窒素等 ・ 上流域での土砂災害 ・ 有機物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場等による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時等の濁り ・ 硝酸態窒素等 ・ 上流域での土砂災害
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度、pH、色度、残塩 ・ アンモニア態窒素 ・ 水温 ・ 臭気 ・ クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁り、pH、色 ・ 残塩、水温、臭気 ・ クリプトスポリジウム ・ かび臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度、pH、色度 ・ 残塩、鉄、マンガン ・ アルミニウム ・ アンモニア態窒素 ・ 汚染監視項目 ・ 臭気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度、pH ・ 色度、残塩 ・ アンモニア態窒素 ・ 水温 ・ クリプトスポリジウム

浄水場では、原水の汚濁要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を満足していることから、安全で良質な水です。

4. 定期的な水質検査の項目、頻度、採水地点

(1) 法令（水道法）に基づく水質検査

① 毎日検査項目（3項目）

法令に基づき給水栓（蛇口）で毎日、色、濁り、消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

番号	検査項目	評価	検査回数/年
1	色	異常でないこと	365回
2	濁り	異常でないこと	365回
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	365回

② 水質基準項目（表 4-1）

法令に基づき給水栓（蛇口）において水質基準項目（51項目）についての水質検査を行います。検査頻度は項目により異なり、月1回または、年4回行います。

全 51 項 目 の う ち	項目ごとの回数	
	9項目：毎月検査を行う項目（省略不可）	12回/年
	41項目：3箇月毎に行う項目	4回/年
	10項目：3箇月に行う項目のうち年1回に減じて行う項目	1回/年

* 給水栓（蛇口）での水質検査において、直近の過去3年間の検査実績から未検出（定量下限値以下）で、水源状況調査から水質汚染の恐れがない項目については、法令に従い年1回に減じています。

* 給水栓（蛇口）での水質基準項目の省略している項目は、ありません。

(2) 上越市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 水質基準項目（表 4-1）

・ 原水の検査

原水となる河川水等の水質検査を水質基準 51 項目のうち、消毒副生成物を除く 40 項目の検査を年 2 回行います。

・ 浄水処理後の検査

浄水場出口（浄水）で水質基準 51 項目の検査を年 4 回行います。

② 水質管理目標設定項目（表 4-2）

水質管理上留意すべき項目であり、水道の安全性を確保するため、水質基準 51 項目を補完する 26 項目（農薬類含む）の検査を年 1 回行います。

③ その他の水質検査項目（表 4-3）

原水の水質状況を把握するため、必要と思われる項目の検査を行います。

・ クリプトスポリジウム、ジアルジア等検査

指標菌検査 塩素消毒のみでろ過設備等がない浄水場において、大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を月 1 回行います。なお、ろ過設備がある浄水場についても、年 1 回行います。

クリプトスポリジウム、ジアルジア検査

塩素消毒のみでろ過設備等がない浄水場において、検査を 3 箇月に 1 回行います。

なお、ろ過設備がある浄水場についても、年 1 回行います。

・ アスベスト検査

石綿セメント管が残存している区域や施設内の資機材にアスベストが使われている浄水場の浄水について、年 1 回行います。

・ ダイオキシン類検査

大気中の汚染物質について検査を行い、水道水への汚染状況を監視します。

平成 29 年度は、城山浄水場、三和区多能浄水場について検査します。

④ 放射性物質検査

放射性物質検査については、県の検査計画に基づき検査を実施し、水の安全性を確認しています。検査場所は、城山浄水場と柿崎川浄水場で行います。

法令に基づく水質検査

水質検査表（表 4-1） 水質基準項目

	水質基準項目	基準値	検査頻度（回／年）				備考	
			蛇口	浄水		原水		
				浄水場出口		浄水場入口		
				常用	予備水源	常用		予備水源
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	1	2	1	病原生物の代替指標
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	1	2	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	4	1	2	1	無機物／重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	4	1	2	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	1	2	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	1	2	1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	4	1	2	1	
10	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	4	1	2	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	4	1	2	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	4	1	2	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	1	2	1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	4	1	2	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	4	1	2	1	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	4	1	—	—	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	4	1	—	—	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	4	1	—	—	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	4	1	—	—	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	4	1	—	—	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	4	1	—	—	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	4	1	—	—	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	4	1	—	—	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	4	1	—	—	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	4	1	—	—	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	4	1	—	—	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	1	2	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	4	1	2	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	4	4	1	2	1	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	1	2	1	味
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	4	1	2	1	着色
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	4	1	2	1	味
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	12	1	2	1	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	4	4	1	2	1	発泡
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	4	1	2	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	カビ臭
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	4	4	1	2	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	4	4	1	2	1	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	* 4	4	1	2	1	臭気
46	有機物〈全有機炭素（TOC）の量〉	3 mg/L以下	12	12	1	2	1	味
47	pH値	5.8以上～8.6以下	12	12	1	2	1	基礎的性状
48	味	異常でない	12	12	1	—	—	
49	臭気	異常でない	12	12	1	2	1	
50	色度	5度	12	12	1	2	1	
51	濁度	2度	12	12	1	2	1	

*は、検査回数を削減している項目（年4回のうち3回を削減）

上越市が独自に行う水質検査

水質検査表（表 4-2） 水質管理目標設定項目

項目 No.	水質管理目標設定項目		目標値 (P: 暫定)	検査計画頻度 (回/年)	
				浄水	原水
				採 水 地 点 (各浄水場出口及び管末蛇口)	城山浄水場 (入口) のみ
目標 1	金属類	アンチモン及びその化合物	0.015mg/L	1	1
目標 2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L:P	1	1
目標 3		ニッケル及びその化合物	0.01mg/L:P	1	1
目標 18		マンガン及びその化合物	0.01mg/L	1	1
目標 30		アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L	1	1
目標 29	有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	1	1
目標 5		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	1	1
目標 8		トルエン	0.4mg/L	1	1
目標 9		フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08mg/L	1	1
目標 20		1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	1	1
目標 21		メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L	1	1
目標 10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L	1	1
目標 12		二酸化塩素	0.6mg/L	1	1
目標 13		ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L:P	1	1
目標 14		抱水クロラール	0.02mg/L:P	1	1
目標 16		残留塩素	1mg/L 以下	1	1
目標 15	農薬類	農 薬 類 *1 (除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1 *2	散布時期に合わせて農薬類 5 項目年 1 回 実施。 なお、表流水・ダム水を水源とする浄水場については 20 項目とする。	
目標 17	無機物	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	1	1
目標 24		蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	1	1
目標 19		遊離炭酸	20mg/L	1	1
目標 22		有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	1	1
目標 23	濁度・ pH・ 腐食性 等	臭気強度 (TON)	3TON	1	1
目標 25		濁度	1 度	1	1
目標 26		pH値	7.5 程度	1	1
目標 27		腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	1	1
目標 28		従属栄養細菌	2000	1	1

- 備考 ① *1: 農薬類の項目は、上越地域で販売実績の多い上位 20 から選定し、検査を行います。
 ② *2: 各農薬の検出値と目標値の比の総和で、単位なし。
 ③ 非常用水源の検査は使用時のみとします。

水質検査表（表 4-3）その他の水質検査項目

番号	その他の水質項目	検査頻度 (回/年)	
		河川表流水	予備水源及び地下水
		原水	原水
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1	—
2	全窒素	1	—
3	化学的酸素要求量 (COD)	1	—
4	全りん	1	—
5	クリプトスポリジウム指標菌	<ul style="list-style-type: none"> ・年 4 回 (降雪期で採水が困難な期間は除く)。ただし、予備水源については稼動時 (年 1 回) ・塩素消毒のみでろ過設備等のない施設は (月 1 回) (降雪期で採水が困難な期間は除く) 	
6	クリプトスポリジウム、ジアルジア	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素消毒のみでろ過設備のない浄水場についてはクリプトスポリジウム対策指針によるリスクレベル 3、4 の施設は (年 4 回) ・ろ過設備整備済みの浄水場であってもクリプトスポリジウム対策指針によるリスクレベルが 3、4 の施設については (年 1 回) 	
7	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・城山浄水場浄水 (年 1 回) ・清里区青柳浄水場浄水 (年 1 回) ・吉川区町田地内給水栓水 (年 1 回) ・安塚区松崎地内給水栓水 (年 1 回) 	
8	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・城山浄水場原水、浄水 (年 1 回) ・三和区多能浄水場原水、浄水 (年 1 回) 	

(3) 採水地点

・給水栓 (蛇口)

各浄水場系統を考慮して、各配水系統で選定し、合計で 57 箇所の検査地点を設け、水道法に基づく 1 日 1 回の毎日検査と定期的な検査を実施します。

・浄水場の入口 (原水) と出口 (浄水)

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、運転中のすべての浄水場の入口と出口の水でも検査を行います。

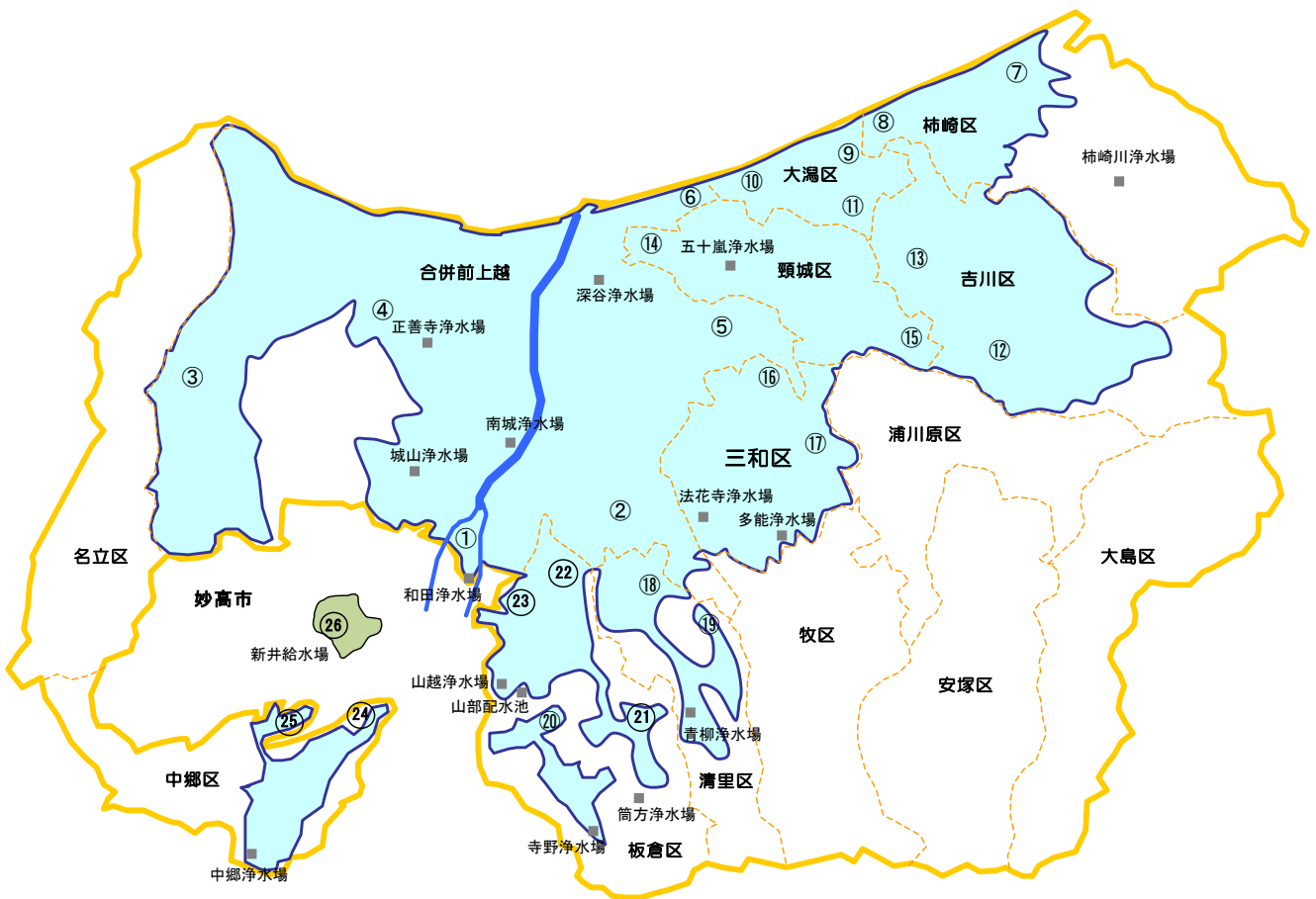
・水 源

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、河川水、ダム水、地下水、湧水等の原水取水地点で検査します。

各区の毎日検査及び定期検査地点は、次のとおりです。

番号	区名	定期検査	地名	番号	区名	定期検査	地名	番号	区名	定期検査	地名
①	合併前の 上越市		西田中	⑩	大潟		犀潟	⑲	清里	○	寺脇
②		○	高津	⑪				高橋新田	⑳	板倉	○
③			土口	⑫	吉川		大岩	㉑	○		達野
④			上正善寺	⑬				町田	㉒		○
⑤			岡沢	⑭	頸城	○	西福島	㉓	○		戸狩
⑥			西ヶ窪浜	⑮				石神	㉔	中郷	○
⑦	柿崎		竹鼻	⑯	三和		末野新田	㉕			
⑧			上下浜	⑰		○	山高津	用水供給			
⑨	大潟		雁子浜	⑱	清里		北方	㉖	妙高市	○	新井 給水場

上水道の区域 用水供給の区域

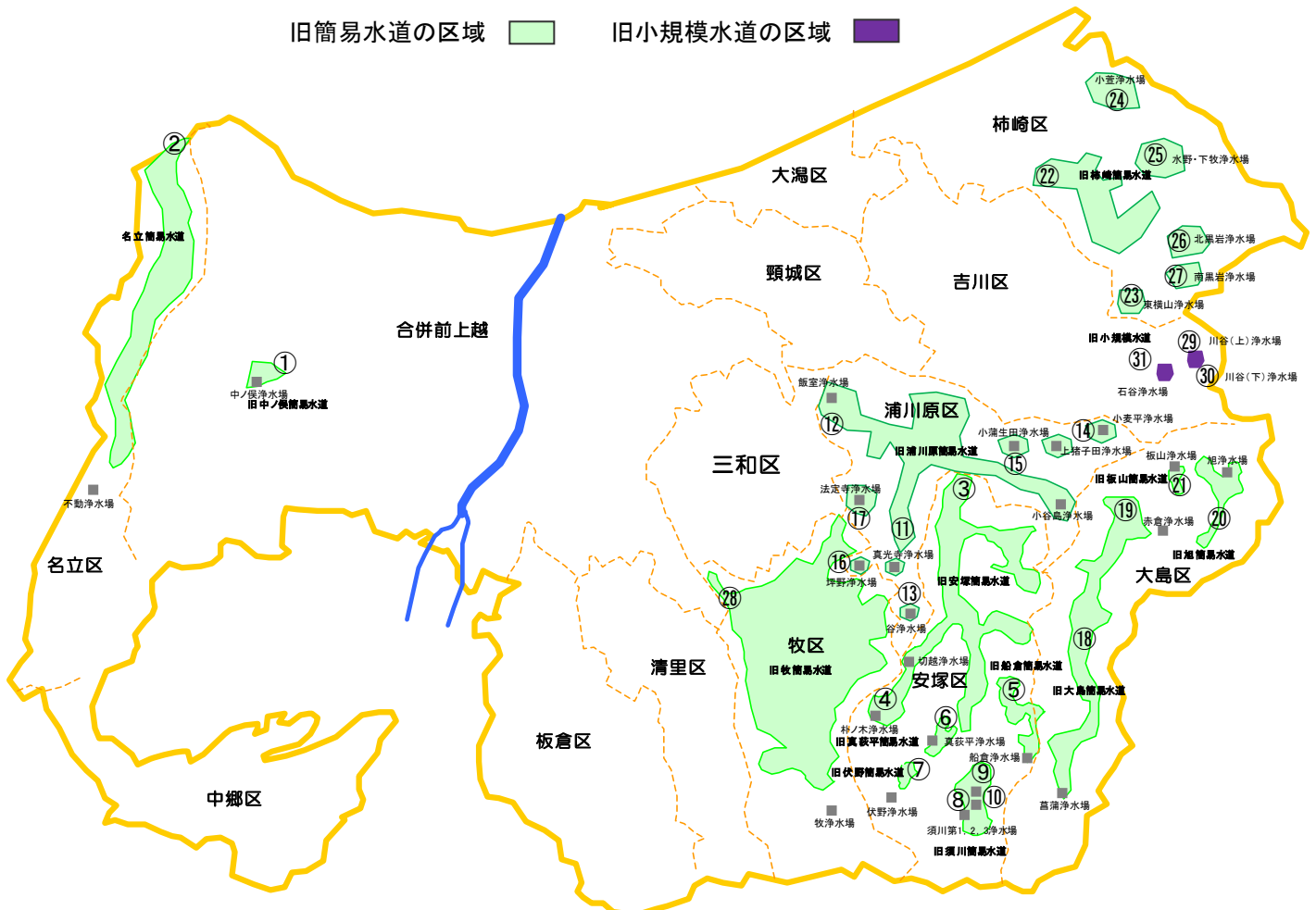


各区の毎日検査及び定期検査地点は、次のとおりです。

番号	区名	定期検査	地名	番号	区名	定期検査	地名	番号	区名	定期検査	地名
①	合併前の上越市	○	中ノ俣	⑪	浦川原	○	横住	⑳	柿崎		上小野
②	名立	○	名立小泊	⑫		○	山本	㉑		○	東横山
③	安塚	○	松崎	⑬		○	谷	㉒		○	小萱
④		○	朴ノ木	⑭		○	小麦平	㉓		○	水野
⑤		○	樽田川	⑮		○	小蒲生田	㉔		○	北黒岩
⑥		○	真萩平	⑯		○	坪野	㉕		○	南黒岩
⑦		○	伏野	⑰		○	法定寺	㉖		○	宮口
⑧		○	須川1	⑱	大島	○	上達	㉗	吉川	○	川谷(上)
⑨	○	須川2	⑲	○		大平	㉘	○		川谷(下)	
⑩	○	須川3*	⑳	○		嶺	㉙	○		石谷	
			㉑	○		板山					

※須川3系については使用する冬期間のみとする。

旧簡易水道の区域 旧小規模水道の区域



5. 水質検査方法

水質検査は、水道法第 20 条に基づき厚生労働省に登録された検査機関に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、給水栓（蛇口）の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 魚が死んで多数の浮上があるとき
- (3) 臭気等に著しく変化が生じるなどの異常があったとき

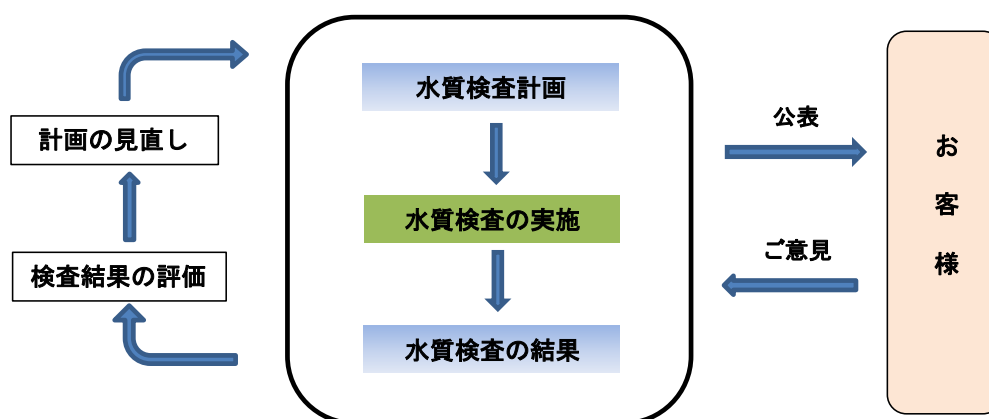
臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査計画及び結果の公表

本水質検査計画に基づき水質検査を行い、水質検査成績年報を発行し、ガス水道局、市役所及び各総合事務所で閲覧できるようにし、水道局のホームページにも掲載しています。

また、お客様から寄せられたご意見や水道局が行った検査結果などをもとに、検査内容の評価見直しを行います。

検査計画の公表と見直し



8. 水質検査の精度と信頼性確保

検査委託している登録検査機関に対し、内部精度管理及び外部精度管理の報告書の提出を求め、その内容を精査し、精度と信頼性確保に努めています。

9. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、関係機関と連携し、水質検査等を行います。
- (2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、関係機関と相互協力して水道水を確保し、かつ、非常用予備水源を速やかに稼働できるようにし、常に安全で良質な水道水を供給していきます。

10. 水道水源保護

本市では、水道水源を保護し、将来にわたって安全でおいしい水を供給するため、平成6年3月に「上越市水道水源保護条例」を制定しました。

- (1) 上越市水道水源保護条例は、本市の水道にかかる水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護することにより市民のみなさんの生命及び健康を守ることを目的としています。
- (2) この条例では、ゴルフ場・産業廃棄物業・その他水質汚濁を招くおそれのある事業を対象事業とし、本市が指定した水道水源保護地域で対象事業を行う場合には、あらかじめ、本市と協議を行うよう定めています。
- (3) 事前協議がなされた場合には、上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該事業場が水源の水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある事業場と認定した場合には設置を禁止します。
- (4) 現在、水源保護地域に指定されているのは以下のとおりです。

水源保護地域

(平成 29 年 3 月現在)

指定日		指定区域
平成 8 年度	H8. 3. 11	正善寺ダム集水区域
	H8. 3. 11	桑取川水系取水ダム集水区域
平成 18 年度	H18. 8. 10	名立取水ダム集水区域
	H18. 8. 10	正善寺ダム集水区域の周縁部の一部
	H19. 3. 28	柿崎川ダム集水区域
平成 19 年度	H19. 9. 27	三和区 多能貯水池集水区域・周縁部
	H19. 9. 27	牧区 第 1・2・6・7 水源集水区域・周縁部
	H20. 3. 27	大島区 菖蒲水源集水区域・周縁部
	H20. 3. 27	大島区 赤倉水源集水区域・周縁部
平成 20 年度	H20. 9. 25	安塚区 朴ノ木川水源集水区域・周縁部
	H20. 9. 25	安塚区 小川川水源集水区域・周縁部
	H20. 9. 25	清里区 坊ヶ池用水及び大三郎用水水源集水区域・周縁部
	H20. 9. 25	板倉区 筒方水源集水区域・周縁部
	H21. 3. 26	浦川原区 入山沢水源集水区域・周縁部
	H21. 3. 26	浦川原区 南山水源集水区域・周縁部
	H21. 3. 26	浦川原区 上猪子田水源集水区域・周縁部
	H21. 3. 26	浦川原区 真光寺水源集水区域・周縁部
平成 21 年度	H22. 3. 25	正善寺ダム集水区域の周縁部
	H22. 3. 25	桑取川・名立川水系取水ダム集水区域の周縁部
	H22. 3. 25	柿崎川ダム集水区域の周縁部

★ 水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。



問い合わせ先: 上越市ガス水道局
施設整備課 浄水センター 運転管理係

〒943-0814 上越市大字岩木 2036 番地
TEL 025-522-5411 FAX 025-522-5838
E-mail : jousui-gw@city.joetsu.lg.jp